

報道関係者 各位

令和7年8月27日  
(照会先)  
全国健康保険協会山形支部  
企画総務グループ 安達  
電話:023-629-7226

## やまがた健康企業宣言登録事業所に対する健康経営の取組状況アンケートを実施 ～食事や運動など生活面の改善が課題～

協会けんぽ山形支部は、平成28年9月より、社員の健康は重要な経営資源である、という『健康経営』の概念に基づき、健康で生き生きと社員が働ける企業をめざし、事業主が全社員の健康づくりに取組むことを意思表示する「やまがた健康企業宣言」事業を行っております。

令和7年7月末現在「やまがた健康企業宣言」にご登録をいただいている事業所(以下、「宣言事業所」)は、1,856社に到達いたしました。

「健康経営優良法人(※)」に認定される事業所も年々増加しており、健康経営への取り組みは県内事業所に着実に浸透してきていると実感するところですが、少子高齢化の進行により、事業所における人手不足・従業員の高齢化の問題が声高に叫ばれており、従業員の健康増進は喫緊の課題となっております。

そこで、協会けんぽ山形支部では、「やまがた健康企業宣言」に登録し、健康経営に取り組む事業所における現状を把握し、今後の当協会におけるサポートの在り方を再検討するとともに、山形県をはじめとする各市町村や、経済団体への連携を働きかけるため、取組状況アンケートを令和7年1月末時点で宣言登録のあった1,735社に対し実施し、集計しましたので、結果を公表いたします。

※ 「健康経営優良法人」…日本健康会議が特に優良な健康経営を実践しているとして認定した法人。「大規模法人部門」と「中小規模法人部門」の2つの部門が設けられている。認定制度創設は経済産業省である。

### アンケート概要

アンケート実施時期: 令和7年2月発送  
回答方法: FAX(郵送でも受付)  
回答率: 92.4%(1,604社/1,735社)

※ 集計結果は次ページのとおり

### 概要

やまがた健康企業宣言事業所の現状での健康経営の取組状況としては、健診や受動喫煙防止対策など、労働安全衛生法や受動喫煙防止法(健康増進法の一部を改正する法律)のように法律で事業主に実施が義務付けられている内容についてはほぼ取り組んでいます。一方で、努力義務となっている項目や任意項目についてはまだまだ取組が進んでいないということがわかりました。勤務時間内に事業所として対策できる内容(健診、健診受診後の事後措置、ラジオ体操の実施、受動喫煙防止のための分煙対策等)には着手しやすいが、勤務時間外での従業員の生活習慣改善やこころの問題への対策については、課題が浮き彫りとなった結果でした。

## アンケート結果を踏まえて

### アンケート集計結果について

| 分野             | 質 問 |                                                        | できた   | どちらとも<br>いえない<br>(該当者なし) | できな<br>かった | 回答計   | できた率  |
|----------------|-----|--------------------------------------------------------|-------|--------------------------|------------|-------|-------|
| 健診             | 1   | 従業員への健診は100%実施しましたか。                                   | 1,522 | 22                       | 50         | 1,594 | 95.5% |
| 健診実施後の<br>事後措置 | 2   | 特定保健指導の対象となった従業員に対し、指導を受けさせましたか。(健診当日に受けてくるよう声かけしましたか) | 1,080 | 280                      | 213        | 1,573 | 68.7% |
|                | 3   | 健診結果が「要治療」「要精密検査」などの人に、医療機関への受診を指示しましたか。               | 1,414 | 108                      | 68         | 1,590 | 88.9% |
|                | 4   | 健診結果が「要治療」「要精密検査」などの人が、医療機関を受診したか確認しましたか。              | 964   | 302                      | 312        | 1,578 | 61.1% |
| 食事・<br>アルコール   | 5   | 従業員に対し、日頃の食生活・飲酒に乱れが生じないよう何か対策していますか。                  | 605   | 481                      | 496        | 1,582 | 38.2% |
| 運動             | 6   | ストレッチや体操などの時間を勤務中に取り入れていますか。                           | 604   | 241                      | 753        | 1,598 | 37.8% |
|                | 7   | 階段の活用、社内ウォーキング大会の開催など、歩数を増やす取り組みを何か行っていますか。            | 315   | 271                      | 1,015      | 1,601 | 19.7% |
| メンタルヘルス        | 8   | メンタルヘルス対策を実施できましたか。                                    | 604   | 441                      | 533        | 1,578 | 38.3% |
| たばこ            | 9   | 職場で受動喫煙防止のために分煙対策等を行っていますか。                            | 1,447 | 96                       | 46         | 1,589 | 91.1% |

#### 【アンケート内容】

協会けんぽ山形支部が実施している「やまがた健康企業宣言」において、各事業所に宣言いただいている内容は大きく分けて以下の4つに大別されます。

- ① 健康診断(35歳以上、もしくは40歳以上)の100%の実施
- ② 特定保健指導の実施(初回面談率について各事業所ごとに目標率を独自に設定)
- ③ 検査・治療の促し(要治療・要精密検査者への医療機関受診勧奨の実施について実施レベルを独自に設定。
- ④ 健康づくりの推進(運動、食生活・栄養、こころの健康づくり・休養、たばこ、アルコール等)から最低1つ自社独自の取組について目標を設定。

上記①～④より、それぞれ上の表の質問1から9について、取組ができているか否かを回答いただきました。

## アンケート結果からわかること

### 質問1)健診について

健診受診率は令和6年度においても山形支部は全国第1位となっており、健診の受診については事業所において「受けさせるべきもの」、従業員においても「受けるべきもの」という認識が定着しているといえます。

### 質問2～4)健診受診後の事後措置について

健診受診の結果、要治療域に達している従業員に対しては、事業主としての安全配慮義務もあることから、医療機関受診への促しはほぼできているという結果がでました。しかし、実際に受診しているかどうかの確認まで実施できている事業所はまだ6割程度であることが判明しました。また、治療域まではいかなくても、このままでは疾病発症のリスクのある方々への特定保健指導の利用についても、7割未満という結果となりました。

### 質問5)食事・アルコールについて

食事やアルコール等食生活に関して、事業所として関与することはなかなか難しく、6割以上の事業所が対策ができていないという結果となりました。

### 質問6、7)運動について

運動についても、事業所として関与することは難しく、6割以上の事業所が対策ができていないという結果となりました。さらには、実施しているとしても勤務時間内にラジオ体操やストレッチを取り入れる等の対策に限られ、山形県民に共通して課題となっている『歩く習慣の不足』の改善に関して取り組んでいる事業所は2割未満という結果でした。

### 質問8)メンタルヘルスについて

メンタルヘルス対策が実施できている事業所についても、4割未満という結果となりました。

### 質問9)たばこについて

受動喫煙防止のための分煙対策等、対策を行っている事業所は9割以上となり、ほとんどの事業所において実施できていることがわかりました。

## 今後の課題への対策について

事業所が従業員の健康維持・増進のために健康経営に取り組もうという機運は高まっておりますが、事業を行いつつ従業員の生活習慣改善にまで対策を行うことは、大変ハードルが高いということがわかります。

しかし、健康を作り上げる日々の食生活や運動習慣、またストレスに対するセルフケア等、従業員の個人の意識による部分を個人任せにして放置してしまうと、いくら事業所で健診受診や健診受診後の事後措置を行っても、健康リスク保有者が減らない限り、健康な従業員を増やすことには繋がりません。

そこで、当協会では、従業員のヘルスリテラシーを高め、自ら健康づくりに取り組むよう促すために、宣言事業所向けに各種出前健康づくりセミナーを無料で提供しております。また、一堂に会したセミナー受講が難しい事業所向けに、ビデオオンデマンド型の健康づくりセミナーも各種ご提供しております。特に、山形県において運動習慣がない方の割合が高いという問題に対応するため、隙間時間に気軽にできる運動動画を作成し、加入者に活用を促しております。

また、メンタルヘルス対策として、山形産業保健総合支援センター様と連携した活動はかねてより行っておりましたが、今年度より新たに当協会主催のメンタルヘルスセミナーを開始しました。初年度となる今年度は年度内限定10社として現在募集しているところです。

さらには、今年5月14日に可決成立した改正労働安全衛生法により、50人未満事業所におけるストレスチェックが義務化されます。施行は公布から「3年以内」の政令で定める日、最長で2028年5月までで当面は努力義務ですが、ストレスチェックを全ての事業所が実施し、高ストレス者への対応をしっかりと行うこと。さらには集団分析を行い精神疾患を発生させない職場づくりを行うことこそメンタルヘルス対策に繋がると考えております。当支部の加入事業所の多くは50人未満という中小規模事業所になるため、山形労働局様・山形産業保健総合支援センター様と共催にて、今年度「ストレスチェックを生かした職場づくり」についてオンラインにて事業主・労務管理者向けメンタルヘルスセミナーを開催する予定(令和7年11月13日(木)14時～)としております。

今後とも、健康経営に取り組む事業所様をサポートする「やまがた健康企業宣言」事業をさらに推進し、より取組を後押しできるよう努めてまいりますので、この度の宣言事業所における健康経営への取組状況アンケートの結果について報道いただき、現状やこれからの課題をしっかりと認識いただくとともに、「やまがた健康企業宣言」に登録すれば、“手間をかけずとも健康経営に取り組める”ということをより広くご周知いただければと存じます。どうぞ、よろしくお願いいたします。